

適用関係 Q & A

質問	回答	解説	備考
事務処理をお願いしたいが、どうすればよいですか？	まずはTELにてお問い合わせください。	現在適用されている保険関係や従業員数により委託内容が変わりますので、電話口でご相談ください。経験豊富なアドバイザーが貴社に最適なプランをご提案します。	
当社は全員がパート・アルバイトなので何の手続きもしていません。	パート・アルバイトでも手続きが必要です。	現行の社会保険・労働保険各法では、従業員の身分関係は考慮されておりません。労働者として賃金を受けているのであれば必ず労災保険は必要となります。加えて週当たりの労働時間数によって雇用保険の加入手続きも発生します。健康保険や厚生年金も基本的な考え方は同じです。知らなかったでは済まないケースもございますので労務協会にご相談ください。現状を分析して最適なアドバイスをさせていただきます。	
代表者一人だけの株式会社ですが、社会保険・労働保険に加入できますか？	健康保険・厚生年金は加入手続きが必要ですが、労災保険・雇用保険は現状では加入できません。	法人から役員等報酬を得ていれば、代表者や役員も健康保険・厚生年金への加入が義務となりますので手続きが必要となります。ただし、労災保険・雇用保険については労働者が加入対象となりますので原則として手続きできません。	
代表者の労災特別加入だけしたいのですが、可能でしょうか？	特別加入制度を利用するためには、労働保険事務組合にご加入いただく必要があります。	労災保険の特例として「特別加入制度」が認められています。この制度の適用を受けるには、①労働保険関係の成立②労働保険事務組合への委託、が必要となります。委託を受けると私ども事務組合が労働保険関係を包括処理しますので保険料等徴収業務が発生し、その限度で責任も負います。このことから、事務処理の伴わない特別加入のみのご利用はお受けできません。	
事務処理をスポットで頼みたいのですが。	可能ですが、お勧めはいたしません。	現在、委託されている事業主様はそのほとんどが継続契約となっております。スポット処理も可能ですが、例えば入社手続きで考えてみると①資格取得手続（年金事務所）②資格取得手続（ハローワーク）③保険料額のご案内、等複数の処理が発生しその都度費用が必要となります。また、継続的な保険料額変更等もありますので、事務処理漏れの原因となります。責任の所在を特定させる意味でも継続的な包括処理を強くお勧めいたします。	

<p>会社に担当者がいませんが、すべて処理してもらえるのでしょうか？</p>	<p>会社としての労務管理業務すべてをお引き受けすることはできません。</p>	<p>会社にて発生した従業員勤怠管理等の最低限の事務処理は、自社にて行ってもらうのを原則としております。労務協会でお引き受けできるのは、事業主様が意思決定するための資料等を提供するサービスとなり、労務協会が会社に代わって組織を運営したり、意思決定を行ったりするものではありません。</p>	
<p>会社従業員の個人情報管理状況が心配です。</p>	<p>ご安心ください。万全の態勢でお引き受けいたします。</p>	<p>当労務協会は、社会保険労務士事務所として法律上の守秘義務が課されており、加えて「SRP社会保険労務士個人情報保護事務所」の認定（認証番号 00176 号）を受けております。また、業務処理に使用する専用ソフトはクラウドシステムとして高度なセキュリティを誇る IDC（インターネットデータセンター）内に大規模なセキュア ASP サーバーセンターを構築し、労務協会内コンピュータには個人情報データを残さない体制を実現しました。これにより、PC の盗難や外部からのサーバーへの侵入・ウィルスによるファイルの外部流出などから大切な個人情報を防御しています。また、大容量ストレージがサーバー故障やデータベースの破壊が発生しても、自動バックアップ体制により 24 時間連続運転が可能な状態とデータ保護を実現しています。</p> <p>このほかに、事業協同組合として東京都及び関東運輸局の監督下であり、労働保険事務組合としては厚生労働省及び東京労働局の監理を受けております。</p>	
<p>相談に行っている暇がないが、何とかならないでしょうか？</p>	<p>労務協会の専属アドバイザーがお伺いしますので、ご安心ください。</p>	<p>当労務協会では、会員先への訪問相談を原則としております。忙しい業務の合間にお時間を掛けてご来所いただく必要はありません。なお、ご相談内容により会社での面談に不都合がある場合は、労務協会内に専用会議室も完備しておりますのでフレキシブルな対応が可能です。</p>	

<p>毎月の給与計算が負担ですが、何か良い方法はないでしょうか？</p>	<p>最適なものをご提案できます。</p>	<p>労務協会を導入している「クラリネットシステム」が最適です。 このサービスは、労務協会とその会員だけが利用することができる専用システムです。 インターネットを介して「ASP給与アプリケーション」を利用することにより、労務協会と会員との情報共有化、あるいはデータ連携が可能となります。そのため、両者において大幅な業務の効率化が図れます。 例えば、労務協会が行った従業員入社手続きが即座にシステムに反映されますので、給与計算のためのデータ入力は一部を除き基本的に不要となります。控除する社会保険料等も労務協会が管理しますので、煩わしい料率等変更処理もありません。 逆に、会員先にて従業員の情報を確認したいときは「ASP社員台帳閲覧システム」を利用することで即座に従業員の情報を入手することが可能となります。 いずれのシステムも会員サービスとして非常に価値ある経費となっております。 なお、労務協会と会員先でのサービス利用はインターネットを介していますが、通信時のデータは常に暗号化されていますので、安心して利用することができます。</p>	
--------------------------------------	-----------------------	---	--